

第63回

奈良市クリーンセンター建設計画策定委員会

日 時：令和5年5月29日（月）

午後1時30分から午後3時30分まで

会 場：奈良市役所本庁舎 中央棟6階正庁

次 第

開 会

1. 報告事項

- ・第62回策定委員会について（資料1）

2. 審議事項

- ・基本構想（案）について（資料2）
- ・追分地区の追加検討について（資料3）

3. その他

閉 会

第63回 奈良市クリーンセンター建設計画策定委員会 会議録

開催日時	令和5年5月29日（月） 午後1時30分から午後4時30分まで		
開催場所	奈良市役所 中央棟6階 正庁		
出席者	委員	渡邊信久 委員長、安田美紗子 副委員長、田中啓義 副委員長 梅林聰介 委員、鍵田美智子 委員、清水順子 委員、 元島満義 委員、森住明弘 委員、森田一成 委員、 山口裕司 委員、吉岡正志 委員、吉田隆一 委員【計12人出席】	
	事務局	仲川市長、向井副市長、山口環境部長、上田環境部理事、 鈴木環境部次長、山岡総合政策部次長、山森廃棄物対策課長、 西川クリーンセンター建設推進課長、平野クリーンセンター建設 推進課課長補佐 他	
開催形態	公開（傍聴人7人）	担当課	環境部クリーンセンター建設推進課
内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 報告事項 第62回策定委員会について 2 審議事項 基本構想（案）について、追分地区の追加検討について 		
決定又は 取り纏め 事項	<ol style="list-style-type: none"> 1 追分地区は候補地としては厳しいが、現段階では候補地としては残す。 2 建設候補地を審議するための情報収集を行う。 3 住民を巻き込んだ議論について検討する。 		
議事の概要及び議題又は案件に対する主な意見等			
<p><u>1. 第62回策定委員会について</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務局より、武蔵野クリーンセンター視察内容について説明。 ・委員より、「悪臭や騒音がない」、「近隣公共施設にエネルギー供給をしており効率的」、「景観に配慮されクリーンセンターに見えず、もはや迷惑施設ではない」、「様々な委員会で市民参加の議論や合意形成を丁寧に行っていた」、「ごみ処理施設を通して環境啓発していることを参考としたい」との意見があった。 ・委員より、新施設建設のコンセプトは重要であり、脱炭素化はエリアモデルとして大事な視点である。本市においても脱プラスチックやごみ減量を考慮する必要がある。 ・委員より、クリーンセンターを市街地に建設することは、技術的には問題なく、市街地にあ 			

ることで得をすることがあることを伝えていく必要がある。

2. 基本構想（案）について、追分地区の追加検討について

【基本構想（案）について】

- ・事務局より、基本構想（案）の追加検討ページについて説明。
- ・委員より、脱炭素について環境省が牽引している。大きな話としてサーキュラーエコノミーへの転換がある。二酸化炭素の活用は様々な可能性がある。
- ・委員より、具体的なごみ処理方法はどうするのか。
- ・委員より、候補地の検討と処理方式の検討のどちらが先なのか優先順位が分からない。
- ・事務局より、どこに建てるかも大切であるが、どんなものを建てるかを伝えることで市民の理解も進むと考えている。基本構想では本市がどの様にごみ処理をするのか、脱炭素をどう考えるのか等の大まかな方針を決める。その後、次の計画で、具体的にごみの減量等様々な観点から施設規模や事業手法を示したいと考えている。

⇒委員より、基本構想で大まかな方針を決めることは理解した。脱炭素プログラム、脱炭素に係る施策予算が国にはたくさんある。それに結びついた方向性でよいのではないか。

【追分地区の追加検討について】

- ・事務局より、盛土の安全性、敷地の制約、周辺環境、収集運搬効率など追分地区は想定される懸念事項が多く、候補地選定から除外し、七条地区を候補地として審議して頂きたい旨を説明。
- ・委員より、追分地区の土地条件ではクリーンセンターの建設は難しい。
- ・委員より、追分地区と七条地区を比較して議論したい。
- ・委員より、七条地区はどのような検証がされたか。

⇒事務局より、候補地が七条地区と確定すれば詳細な調査等をしていくつもりであるが、収集運搬効率は七条地区の方が追分地区よりも高効率であった。

- ・委員より、七条地区の住民の意見を確認したい。

⇒委員より、候補地の地元住民の話を聞くのはいいが、公開の場とするものではない。

- ・委員より、次回の策定委員会で七条地区について用地の検証や住民理解の可能性について示してほしい。
- ・委員より、七条地区は公害調停条項に抵触するのではないのか。

⇒委員より、公害調停条項に抵触するかであるが、候補地として諮ることは問題ないと解釈

している。どんなものが建つのか、景観上影響のない外観なのか、それらについて地元合意が見込めるかを市から示す必要がある。

・委員より、市は地元からの反対理由に対して向き合うべきで、反対理由が論理的でないのであれば、本策定委員会が責任を持って候補地として決定すればよい。

・追分地区は候補地としては厳しいが、現段階ではまだ候補地として残す。

・事務局より、七条地区について不足情報を収集し、本策定委員会に判断材料を掲示することでよいか。

⇒委員より、了承。

以上

資 料	<ol style="list-style-type: none">1. 次第2. 会場配席図3. 委員名簿4. クリーンセンター建設計画策定委員会規則5. 調停条項6. 資料17. 資料28. 資料3
-----	--